

いじめ防止等対策の取り組みについて

仙台高等専門学校(名取)

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学内教職員研修会(11/21)行い法令、いじめの認識や実態およびいじめへの対応について理解を深め、改めて意識啓発を行った。	教員会議での説明や研修会の実施	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	対面での会議開催は3回であったが、4-5月担任による個人面談、いじめを把握するためのアンケートを4回実施し幅広く学生の状況を確認し、委員会内で情報共有した。	引き続き定期的に開催	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	11/21(火)「教職員対象いじめ防止研修会」実施。	引き続き定期的に開催	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	各キャンパス「いじめ防止対策委員会」、及び両キャンパス合同「いじめ防止対策会議」の規則を定め、教職員にも周知している。	引き続き、諸会議等の機会を通じ周知する	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	「学校いじめ防止プログラム」と年間スケジュールを定め、教職員に周知している。	引き続き「学校いじめ防止プログラム」と年間スケジュールを定め、教職員に周知している。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任や部活動顧問等から学生相談室へ相談できる体制は整えており、うちいじめに関する案件は「いじめ防止対策委員会」にて情報を集約している。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定、委員会の役割も定め、教職員へ周知している。	引き続き年度当初に定期的な周知を行う	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定、学生相談室に情報を集約し、関係教職員のみで共有できる体制を整えている。	引き続き日常的な情報共有を行う	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	対策委員会および対策会議にて報告、議論や審議を行い、R6年度の実施計画に反映させている。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめに関するアンケートは4回実施した。また、4-5月担任による個人面談を通じて幅広く学生の状況を確認した。アンケートではいじめに関する回答が5件あり、事案について適宜関係教職員と情報共有を図り、即時対応する体制を整え対応した。	アンケートの設問を見直し、「いじめ」というワードを出さずにいじめの芽になりそうな事柄を拾い上げられる設問に変更した。	R5.6
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	委員会にてスクールカウンセラーも構成員として役割を担って頂いており、情報は関係教職員のみで共有できるようにしている。	引き続きスクールカウンセラーが構成員として加わり開催	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	カウンセラーによる心理教室・講話等で実施。	引き続き全学年を対象に研修を実施する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	カウンセラーによる心理教室・講話等や、弁護士による講話等を実施。	研修後、理解度を図るために学生アンケートを実施した。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	学生の主体的な活動にはまだ表れていないが、学生相談室を中心に心理教育プログラムの実施を通じて、加害者や被害者だけでなく傍観者にならないよう意識を涵養し、自発的・主体的に行動しようとする教育を継続して行っている。	引き続き学生の主体的な取組がされるような働きかけを行う。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPでいじめ防止基本計画を周知。保護者代表が委員のいじめ対策会議で取組状況を周知。	後援会総会において学校におけるいじめ防止の取組を説明。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	事例はないが「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定。	「事案対処マニュアル」に基づき適切かつ迅速に対応予定。	—
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議で、学生相談室体制やいじめ防止、学習支援等の活動について説明し意見交換頂いている。	引き続き運営諮問会議において説明及び意見交換を行う。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	地元警察の担当係とは情報交換できる体制は整えている。	地元警察との情報交換体制を継続する。	—